

タイトル	法学部市民公開講座「NHK受信料をめぐる諸問題」 NHK放送受信契約と民法七六一条適用の可否：札幌におけるNHK受信料請求訴訟の概要
著者	中村，誠也；NAKAMURA, Seiya
引用	北海学園大学法学研究，47(2)：267-277
発行日	2011-09-30

NHK放送受信契約と民法七六一條適用の可否

——札幌におけるNHK受信料請求訴訟の概要——

中 村 誠 也

第一 はじめに

NHKの放送受信契約や受信料の支払いについては、NHK側が法的手続での受信料回収を開始して以降、憲法問題も含めて根本から争われた裁判もいくつか見られた。私が被告代理人として携わった裁判は、NHKの放送受信契約について、特定の民法の条文、七六一條の適用を問題とした、その意味できわめて法律的に専門的な裁判である。NHKの訪問を受け、妻が夫の名義で契約書に署名捺印した。日中不在の

夫に代わってその配偶者が契約することは珍しいことではないであろう。その場合、民法七六一條、いわゆる「日常家事債務の連帯責任」の適用により、契約が成立し夫に受信料支払いの責任が生じるのであろうか。札幌地裁は、平成二二年三月一九日、「契約当事者間に対価関係はない片務契約である放送受信契約に民法七六一條の適用はない」^①などとし、夫の責任を否定しNHKの受信料請求を棄却する判決を下した。これに対し、控訴審である札幌高等裁判所は、地裁の判決を取消し、NHKの請求を認める判決をした。^②背景には放送法

料
で定められた義務の内容やその義務と放送受信契約の関係など法解釈上きわめて技術的な問題も横たわっている。一方、確信的に契約書に署名捺印することを拒絶すれば法的手続は

取られず、妻であつても署名捺印してしまえば、裁判で支払を命ぜられてしまうのか、という素朴な不公平感もある。法的問題点のほか、そもそも「受信料とはいったい何か」についての実感等を含めて報告する。

第二 訴訟の経緯

NHKが原告となつて、被告の男性A（札幌市内在住、四〇代）に対し、平成一五年一二月から平成二〇年三月までの放送受信料一・二万一六八〇円及び遅延損害金を求めた事件であり、訴訟の経過は次のとおりである。

① 平成二〇年三月七日 NHK、Aに、支払督促申立（札幌簡易裁判所）

② 三月二五日 A、異議申し立て。

Aが異議申立書に書いた理由は、（ア）NHKの番組を見ていない、（イ）NHKは消費者の意思を無視した強引で過度の営業しており、精神的苦痛を受けた、（ウ）受信契約をした覚えがない、（エ）CS契約をしておりNHKと直接契

約する理由がない、（オ）NHKの度重なる不祥事を考える
と今後も受信の意思がない、などであった（本人による異議申立てである）。

③ 五月一六日 札幌簡易裁判所、札幌地方裁判所に事件を移送（地裁に移送後、Aは訴訟代理人として弁護士を依頼した）。

④ 札幌地裁において、A、Aの妻B、NHKの地域スタッフ（契約取次者）の本人尋問、証人尋問を行った。
またNHKは、民法学者三名の意見書を書証として提出

した。

⑤ 平成二二年三月一九日 札幌地裁判決（NHKの請求棄却）。

同日、NHK、札幌高等裁判所に控訴。

⑥ 平成二二年一月五日 札幌高等裁判所判決（地裁判決取消、AはNHKに一七万円等を支払え、とのNHKの請求認容）。

⑦ 平成二二年一月一七日 A、最高裁判所に上告及び上告受理申立。

⑧ 平成二三年五月三一日 最高裁、上告棄却等の決定。

第三 事案の概要

本件の事案の概要について、第一審の札幌地裁が認定した事実は次のとおりである。

Wは、平成一二年二月から平成一八年一月までの間、原告（NHK、札幌放送局）の契約取次業務に従事していた。この期間のうち、平成一二年二月から平成一四年三月までは株式会社Cに、平成一四年四月から平成一五年三月までは株式会社Dに派遣社員として所属していたが、この二つの会社はいずれも原告から契約取次業務の法人受託を受けており、五人前後の社員が従事していた。

Wは、平成一五年二月七日当時、原告から業務委託を受けた株式会社Dに所属して、二か月間で約八〇〇件の未契約者を割り当てられた上で、一日に一〇〇から二〇〇の住宅を訪問し、約二〇の住宅の方と面会していた。

Wは、このように多数の取扱件数を受け持っており、個々具体的な事例についての記憶はないものの、被告（A）が居住する地区を担当したのが、平成一五年二月、三月である上、被告の居住するマンションが高級マンションであったことか

ら、被告方を訪問したことだけは記憶している。

Wは、原告のマニュアルに従い、世帯主の妻であっても、放送受信契約を締結することができると考えていた。

原告と放送受信契約を締結している世帯は、全国的には七〇％程度であるが、東北地方では九〇％を超えているところがある一方で、札幌市内では、世帯の入れ代わりが多いことから、全国平均よりも低い。

Wは、平成一五年二月七日、被告方を訪問して、被告の妻Bと面談した。Wは、Bに対し、放送受信契約書の『受信契約者』欄の「フリガナ」「お名前」「住所」「電話」「口座通帳名義」「指定口座」欄に自らピンク色のマーカーで着色した放送受信契約書を示して、記入を求めた。

Wは、放送受信契約書の右側半分にある「家屋コード」欄に「C****」、 「氏名」欄に「A」、 「収納金額」欄に「四六八〇」、期間（平成）欄に「一五年二月～一五年三月」、 「契約・転入・変更年月」欄に「一五〇二」と記載していた。

Bは、Wにいわれ、放送受信契約書の『受信契約者』欄の「フリガナ」欄に「Aのふりがな」、 「お名前」欄に「A」、 「住所」欄に「郵便番号、住所」、 「電話」欄に「*****」、 「お支払いは便利でお得な口座振替でどうぞ」

料 欄の「フリガナ」欄に「(Aのふりがな)」、「口座通帳名義」欄に「A」、「指定口座」のF銀行等」欄に「E」と記載し、「お名前」欄の「A」の横にある◎欄にAの印を押印した。Bが被告の名前を記載したのは、被告が世帯主だからである。

Bは、平成一五年二月七日、Wに対し、同年二月三分の受信料として、四六八〇円を支払った。

Bは、その後、平成一五年四月五分、六月七分、八月九分、一〇月一一分の支払として各四六八〇円ずつ支払った。その後、Bは、周囲の人や友人の少なくとも一〇人以上に受信料を支払っているかについて質問したところ、ほとんどが受信料を支払っていないかった。

そこで、Bは、原告に対し、電話で受信料の徴収が不公平ではないかと問い合わせた。

原告の担当者は、受信料を支払っているほうが多いと回答したが、Bは払っていない人もいるという事実を確認して不公平であると思い、以後、原告に対する受信料の支払を止めた。

Bは、原告から受信料の請求書が郵送されてきても、被告に見せることなく捨てていた。

被告は、平成一五年二月一日から平成二〇年三月三十一日

までの五二か月分の放送受信料二二万一六八〇円を支払っていない。

被告は、平成七ころ、住所地のマンションに転居してきた。被告は、平成一一年ころ、原告の取次者が訪問して、放送受信契約を締結した上、受信料を支払うよう要請されたが、これを拒絶した。

被告は、平成一一年一二月、Bと婚姻した。

被告夫婦は共働きである。Bは婚姻する少し前から、住所地のマンションで被告と暮らしている。電気、ガス、水道等はBが同居する以前から被告名義であった。

Bは、平成一四年九月一八日、出産し、三か月前から産休を取得し、平成一六年一月ころまで育児休暇を取得し、同年二月から職場に復帰した。

被告は、住所地のマンションに転居する以前からテレビを購入し、Bと婚姻する前から、主に映画を見るためにジェイコムに加入し、月額五八八〇円の視聴料を支払うとともに、ジェイコムを通じて放送を視聴している。現在のテレビは、一、二年前に購入したものである。

被告夫婦は、いずれもあまりテレビは視聴せず、原告の番組もあえて視聴しようとは思わなかった。

被告夫婦は、札幌簡易裁判所から被告に対して支払督促申立言の送達があるまで、原告との契約、原告から受信料請求について話題にしたことがなかった。

第四 第一審の争点（双方の主張）

1 主張された争点は複数に渡るが、以下、民法七六一一条に關する部分について述べる（なお、以下、傍線は筆者による）。

2 原告NHKの主張

原告は、平成一五年二月七日、被告との間で、放送受信契約（以下、原告と被告との間で締結された放送受信契約を「本件契約」といい、一般的な放送受信契約とは区別する。）を締結した。その際、被告の妻であるBが、被告名で放送受信契約書に署名押印し、被告名義で平成一五年二月及び三月の受信料四六八〇円を支払った。

本件契約の締結は、民法七六一一条（日常の家事に關する債務の連帯責任）の日常の家事に關する法律行為に含まれるので、その法律効果は被告に帰属する。すなわち、放送受信契約の締結は、現在の日常生活に不可欠のテレビ放送に關する

契約であること、原告の放送を受信できる受信設備を設置した者は放送法三二条一項により放送受信契約を締結すべき法的義務を負っていること、放送受信契約を締結した場合の一月当たりの負担額も二四〇〇円であることなどからすれば、「日常の家事」に含まれることは明白である。

3 これに対し、Aは次のように主張した。

NHKの受信料契約に民法七六一一条の適用はない。

そもそも、七六一一条は、第三者の「取引の安全」を守るための規定である。

ちなみに「新版注釈民法（21）」四四四頁～四四五頁の記載は次のとおりである。⁽³⁾

「したがって、家事処理に伴う債務は、夫婦のいずれが名義人であっても、実質的には夫婦共同の債務である。しかも通常、家事について取り引きする相手方は、意思表示の表意者や受領者が夫婦のいずれであっても、夫婦双方が法律行為の主体と考える。そこで、相手方保護の見地から、日常家事の債務については夫婦が連帯してその責に任ずると規定されたのである」

① しかし、NHK受信料契約は、まず「双務契約」ではな

料
い。

資

NHK受信料以外の他の公共料金は、すべて双務契約(たとえば、ガスを使ったら、使った分だけガス料金を支払う。もし払わなかったら、ガスを止められる)である。

「双務契約」だからこそ、取引の相手方の信頼を守る必要がある。

しかし、受信料は、「放送」の対価として払われるものではない。払わなくても放送を受信することを止められることもない。

「放送法逐条解説」⁽⁴⁾では、「一種の国民的負担」「特殊な負担金」と言っている。

② 次に、受信料支払い義務は、「受信契約」によって生じるものではない。

放送法によれば、受信設備の設置とともに、契約する義務があり、受信料を支払う義務が生じる、となっている。

すなわち、「受信設備の設置」者に、NHKは、受信料を請求できる立場にある、というべきである。

③ これらの点から、「取引の安全」の為の規定である、七六一条を、受信料に適用する必要性はない。

すなわち、七六一条の適用がなくとも、NHKは「受信

設備の設置者」に受信料を請求できるのである。

第五 地裁における和解勧告

札幌地方裁判所は、平成二〇年一〇月二二日、双方の代理人を通じて、原告及び被告に対し、被告が原告との間で新たに放送受信(衛星)契約を締結して、本件訴訟を終局的に解決することを勧告したところ、被告は、裁判所の和解勧告に応じたものの、原告は、同年十一月一日付け上申書により裁判所の和解勧告に応じなかった。

第六 札幌地裁の判決

札幌地裁は、平成二二年三月一九日、原告NHKの請求を棄却する判決を言い渡した。

地裁判決は、放送受信契約にそもそも民法七六一条の適用はない、というもので、その論理構成は次のとおりである(抜粋して述べる)。

1 放送受信契約とは

「放送法の規定、放送法施行規則の規定、規約の規定からすれば、放送受信契約は、次の特質を有する公法的色彩の強い団

体主義が加味された特殊な契約であるということが出来る。

ア 原告の放送を受信できる受信設備を設置した国民は、原告と放送受信契約を締結しなければならない。

イ 放送受信契約は、受信設備を設置した日に成立する。

ウ 受信設備（受信機）を設置した国民は、受信契約書を放送局に提出しなければならない。

エ 放送受信契約は世帯ごとに行う。

オ 受信料の免除は、あらかじめ総務大臣の許可を得た基準による。」

2 放送受信契約の解釈、運用

「放送法の立法担当者の説明、放送法逐条解説(放送法の有権的解釈を行うことができる者による解説と解される。)による説明及び原告(NHK)の本件訴訟における主張によれば、放送受信契約は、次のように解釈、運用されている個人主義を基調とした私法上の契約とすることができる。」

ア 受信料は、国民の特殊な負担金であつて、聴取に対する対価ではない。原告は、放送法により、特殊な負担金を国民から徴収することの権能を付与されている。

イ 放送受信契約は、契約当事者間に対価関係のない片務契

約である。

ウ 放送受信契約の成立は、受信設備を設置した日ではなく、放送受信契約を締結した日からである。

エ 放送受信契約には解除という概念がなく、受信料支払義務を消滅させるには、受信装置の設置を撤去するか、受信料を原告から免除してもらうことになる。

オ 原告は、特殊な負担金の徴収手段として特別な徴収方法が認められず、民事訴訟法によるべきこととされている。」

3 民法七六一條の適用について

「原告は、放送受信契約の締結が民法七六一條(日常家事債務の連帯責任)の日常の家事に関する法律行為に含まれるのでその法律効果は被告(A)に帰属すると主張する。」

ところで、民法七六一條は、双務契約における一方当事者から夫婦の一方と契約した場合に、その行為が日常の家事に関する法律行為に含まれる場合には夫婦それぞれに連帯責任を負わせて、夫婦と取引をした第三者を保護しようとする規定である。そうすると、契約当事者間に対価関係はない片務契約である放送受信契約に民法七六一條の適用はないと解するのが相当である。」

第七 札幌高裁判決の内容

札幌地裁の判決に対し、原告NHKは、即日控訴し、札幌高等裁判所において控訴審の審理が行われた。

平成二二年一月五日、札幌高等裁判所は、原審の札幌地裁の判決を取消し、NHKの請求を全面的に認める判決を言い渡した。

札幌高裁の判決中、民法七六一条に関する部分は次のとおりである。

1 民法七六一条の該当性、すなわち一般的に夫婦共同生活を営むうえにおいて通常必要な行為かどうかについて（※この点は、地裁判決では、そもそも七六一条の適用はない、ということから判断していない）

「本来、本件契約を締結すべき義務があつた被控訴人（A）の代理人として、その妻であるBが本件契約を締結した行為が、民法七六一条の日常家事行為に該当し、Bに法定代理権があつたかどうか、以下検討するに、：まず、被控訴人夫婦の個別的事情を捨象して、本件契約が締結された平成一五年

当時において、控訴人（NHK）との間の放送受信契約の締結行為が、一般的に、夫婦共同生活を営む上において通常必要行為であつたかどうかを検討する。

そうすると、①カラーテレビの世帯普及率は、平成一五年当時において九九・四％であり、平成二二年三月末現在においてもほぼ同率であること、②平成一七年の調査によつても、国民全体のうち九割以上が接しているメディアであり、その平均視聴時間は、平日が三時間二七分、土曜日が四時間三分、日曜日が四時間一四分であること、③日常家事行為であることが明らかな、電気、電話、ガス、上下水道料金とともにNHK受信料の支払が、金融機関において、「公共料金」として、自動引落サービスの対象となつていること、④前記認定したところによれば、本件契約締結当時の衛星カラー契約の受信料額は月額二三四〇円であり、平成二〇年一〇月の料金改定後の衛星契約の受信料額も月額二二九〇円であることが認められる。

以上によれば、平成一五年当時、一般的な家庭において、テレビを家庭内に設置してテレビ番組を視聴することは、日常生活に必要な情報を入手する手段又は相当な範囲内の娯楽であり、また、これに伴つて発生する受信料の支払も、日常

家事に通常随伴する支出行為と認識され、その金額も夫婦の一方がその判断で決しても家計を直ちに圧迫するようなものではなかったことが認められる。

以上を前提に、控訴人の放送を受信可能なテレビを家庭内に設置した者は控訴人と放送受信契約を締結すべき義務を負っていたことからすれば、実際にその家庭が控訴人の放送番組をどれくらい視聴していたかどうかに関係なく、平成一五年当時、受信料支払義務を伴う放送受信契約を控訴人と締結することは、一般的、客観的に見て、夫婦共同生活を営む上で通常必要な法律行為であったと解するのが相当である。」

2 個別事情について

そのうえで、Aの個別事情について検討している(※1同様、地裁判決では、そもそも七六一条の適用はない、ということから判断していない)

「被控訴人は、放送受信契約の締結が、個人の思想信条にかかおる部分が多いから、夫婦間で代理権を認めるにはふさわしくない性質の契約である旨主張する。上記「思想信条」がいかなる内容をいうものであるか不明であるが、前述のとおり、

り、控訴人の放送を受信可能なテレビを設置した以上、放送受信契約を締結すべきことは放送法で定められた法的義務なのであるから、かかる義務の存在を前提とする限り、設置者が個人的な「思想信条」により受信料を支払う意思を有しないからといって、そのことをもって放送受信契約結の日常家事債務性を否定することはできない。

また、被控訴人は、日常家事に関する支出としての必要性の判断においては、個々の夫婦の意思や事情も考慮されるべきであるとして、被控訴人が放送受信契約の締結を希望しておらず、現に被控訴人はNHKの番組を視聴していないこと、本件契約を締結しなくても被控訴人夫妻の生活には支障がないことから、本件契約の締結は日常家事行為とはいえない旨主張する。しかしながら、前述したように、放送受信契約の締結はテレビを設置したことにより発生する法的義務であり、NHKの番組を実際に見ないことよって免除されるものではないから、前述のとおり、テレビの設置及び視聴自体に日常家事行為性が認められる以上、個々の家庭におけるNHK視聴の意欲や実績自体により、放送受信契約締結の日常家事債務性が否定されることにはならないというべきである。また、上記のごとき個々の家庭のNHK視聴の実態によ

料　り、日常家事行為性の有無が左右されることになる、前記認定のとおり世帯主の妻による契約締結が相当数を占める現状のもとで、取引の安全性が著しく損なわれ、民法七六一條の立法趣旨の一つでもある取引相手の保護が果たされなくなる。」

3 「そもそも七六一條の適用があるかないか」について
そして、第一審判決の核心である、この点について、次のとおり判示しその適用があるとした。

「被控訴人は、受信料は『特殊な負担金』であるから、取引安全保護規定である民法七六一條の適用はない旨主張する。

確かに、放送受信契約は、控訴人の放送を受信可能な受信機を設置することによって、実際に控訴人の放送を受信するか否かに関係なく締結を義務づけられるものであり、その意味で、放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料の支払義務のみを負担する契約であると認められる。また、前記認定したところによれば、上記のごとき契約締結義務が放送法で定められるに至った背景には、公共放送機関である控訴人の事業を成り立たせるための「一種の国民的負担」を国

民に負わせる必要があるとの認識があつたことも認められる。

しかし、前述のとおり、婚姻生活において日常の家事処理に伴う債務は、いづれが名義人であっても、実質的には夫婦共同の債務であることが、民法七六一條の立法趣旨でもある以上、取引安全の保護を唯一の立法趣旨であることを前提とする被控訴人の主張はその点で前提を欠き採用できない。

テレビ設置者が契約締結義務を負い、前述のとおり、テレビの視聴や受信料の支払が一般的に日常家事行為に含まれると解する以上、放送受信契約を日常家事行為と解しても、上記民法七六一條の趣旨に反するものではないといふべきである。

また、上述のとおり、受信料の支払が義務的負担金としての性格を有することは否定できないが、そのための法的枠組みとして、放送法は、罰則のない契約締結義務を定めるだけで、それ以上に、通常の私人と異なる強制的な徴収権限等は一切定めておらず、テレビ設置者の任意の契約締結に基づき、民事訴訟法や民事執行法等により契約内容の実現を図る以外の法的手段があるわけではないのであるから、受信料が「特別の負担金」であるとして、放送受信契約を他の私法上の契

約と別異の取扱いをするのも相当でない。」

第八 結び

地裁判決と高裁判決は、民法七六一條の立法趣旨についての微妙な解釈の違い（高裁は、「取引の安全の保護」だけでなく、「実質的に夫婦共同の債務」であることを挙げる）、及び、受信料の性格や放送法による契約締結義務とその後の契約の「つながり」についての評価（高裁は「テレビ設置者の任意の契約締結に基づき」と述べる）の影響があると考えられる。

しかし、放送法により、テレビ設置者は、「契約を締結すること」が法的義務（すなわち法的には「選択権」、「契約自由」、「私的自治」はない）としながら、いったん契約をしてしまうと私法の分野となり、「他の私法上の契約と別異の取り扱いはない」（札幌高裁）、ということに、不整合性や歯切れの悪さを感じざるを得ない。

また、「契約した者であつて支払わない者」を対象とし、しかも、何らかの方法により「選ばれて」訴訟を起こされることへの不満、不公平感が確実にある。

訴訟を提起された人は、「確信的に契約しない者」はなぜ法的措置の対象となっていないのかと感じている（なお、最近

の報道によれば、NHKは、契約未締結者に対し、訴訟を提起したと報じられている。本来、受信料の請求、特に法的手続きによる請求は、受信料支払い義務者に対し一律におこなわなければ公平でないのは明らかであり、NHKが今後報道された方向を進めるのであれば、それはこのような批判に対する対処でもあるであろう）。

本件訴訟では、その争点を民法七六一條の適用の可否というきわめて狭い領域に限って争つたものだが、本シンポジウムで報告された、NHKの公共性や放送受信契約の消費者契約性はきわめて示唆的であり、民法の適用の問題自体にも影響がある論点であるものと感じた。

注

(1) 判例時報二〇七三号九八頁、判例タイムズ一三二九号一五五頁。なお、評釈としては、生駒俊英「妻が夫名義で行った放送受信契約の締結に、民法七六一條の適用はないとした事例」（法律時報八二巻一三三三頁以下）がある。

(2) 判例時報二〇一六号一頁、判例タイムズ一三四九号一七〇頁。

(3) 有斐閣・新版注釈民法（21）四四四頁以下（伊藤昌司）。

(4) （財）電気通信振興会発行、金澤薫著「放送法逐条解説」。